

## 尼崎市公告第69号

### 総合評価一般競争入札の施行について

地方自治法第234条の規定に基づき、次のとおり総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札をいう。以下同じ。）を行う。

令和6年10月11日

尼崎市長 松 本 眞

#### 1 入札対象

##### (1) 事業名

東消防署新築工事（以下「本事業」という。）

##### (2) 事業場所

尼崎市西川1丁目97番の一部

##### (3) 事業期間

本事業に係る契約の締結日から令和9年3月14日まで

##### (4) 事業内容

事業者が尼崎市東消防署についての実施設計及び施工を一括して行う設計施工一括方式により実施する本事業に係る次に掲げる業務。なお、当該業務の詳細については、別に定める要求水準書に記載のとおり

ア 事前調査業務

イ 本事業に要する申請等の手続業務

ウ 市が行う申請等の支援業務

エ 実施設計業務（意図伝達業務を含む。）

オ 工事監理業務

カ 建設業務

キ その他の業務

#### 2 入札の方法

総合評価一般競争入札

#### 3 入札参加資格

別添1の入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を満たすこと。

#### 4 入札説明書等の公表

入札説明書その他本件入札に関する書類（以下「入札説明書等」という。）は、次の市のウェブサイトにおいて公表する。

アドレス <https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>

## 5 基本設計図書等の貸与

本件入札に参加しようとする者（グループにあっては、その構成企業）のうち希望する者に対して、次のとおり本事業に係る基本設計図書及び総合基本設計資料（以下「基本設計図書等」という。）を貸与する。

### (1) 申込先

尼崎市資産統括局技術管理部建築課（以下「建築課」という。）

### (2) 申込方法

次の電子メールアドレスへの電子メールによる送信。なお、当該送信を行った場合には、次の電話番号へ次の期間内に電話により到達の確認を行うこと。

電子メールアドレス [ama-kenchiku@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-kenchiku@city.amagasaki.hyogo.jp)

電話番号 06-6489-6514

期間 令和6年10月15日から同月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

### (3) 受付の期間

令和6年10月15日から同月30日まで（同日にあっては、正午までに必着）

### (4) その他

ア 市は、下記8の参加資格審査により入札参加資格があると認められた者のうち希望する者に対して、本事業に係る基本設計図書の配置図、平面図、立面図及び断面図のデータを貸与する。

イ 基本設計図書等については、下記10の入札書等及び提案書等の提出の際に返却すること。

## 6 現地調査

### (1) 日時

令和6年10月16日から同月25日までの間において、市長が認める日

及び時刻

(2) 場所

上記 1 (2)に掲げる場所

(3) 申込先

建築課

(4) 申込方法

上記 5 (2)に掲げる電子メールアドレスへの電子メールによる送信。なお、当該送信を行った場合には、上記 5 (2)に掲げる電話番号へ次の期間内に電話により到達の確認を行うこと。

期間 令和 6 年 1 0 月 1 5 日から同月 2 2 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(5) 受付の期間

令和 6 年 1 0 月 1 5 日から同月 2 2 日まで（同日にあっては、正午までに必着）

7 入札説明書等に関する質問

本件入札に参加しようとする者（グループにあっては、その構成企業）は、入札説明書等に関する質問書を次のとおり提出することができる。

(1) 提出先

建築課

(2) 提出方法

上記 5 (2)に掲げる電子メールアドレスへの電子メールによる送信。なお、当該送信を行った場合には、上記 5 (2)に掲げる電話番号へそれぞれ次の期間内に電話により質問書の到達の確認を行うこと。

ア 第 1 回

令和 6 年 1 0 月 1 5 日から同月 2 3 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

イ 第 2 回

令和 6 年 1 1 月 2 5 日から同年 1 2 月 2 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 受付の期間

ア 第1回

令和6年10月15日から同月23日まで(同日にあっては、正午までに必着)

イ 第2回

令和6年11月25日から同年12月2日まで(同日にあっては、正午までに必着)

(4) 質問に対する回答

質問者の正当な利益を害するおそれがあるものを除き、(3)アに掲げる期間に受け付けた質問にあっては令和6年10月30日を目途に、(3)イに掲げる期間に受け付けた質問にあっては同年12月9日を目途に、上記4に掲げるウェブサイト上に随時掲載する。

8 入札参加資格の審査

本件入札に参加しようとする者(グループを含む。以下同じ。)は、参加表明書その他市長が別に定める書類等(以下「参加表明書等」という。)に必要事項を記入し、又は登録したうえで、次のとおり提出し、入札参加資格の審査(以下「参加資格審査」という。)を受けなければならない。

(1) 提出先

建築課

(2) 提出方法

(4)に掲げる場所への持参又は下記の送付先への郵送(その送達の実を証明することができるものに限る。)のいずれかの方法

送付先 尼崎市東七松町1丁目23番1号

建築課

(3) 受付の期間

ア 持参による場合

令和6年10月15日から同年11月12日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時(令和6年11月12

日にあつては、正午)まで

イ 郵送による場合

令和6年10月15日から同年11月11日まで(同日にあつては、正午までに必着)

(4) 受付の場所

尼崎市東七松町1丁目23番1号

建築課の事務室(尼崎市役所本庁舎中館9階)

(5) 参加表明書等の仕様等は、上記4のウェブサイトから入手すること。

(6) (3)に掲げる期間内に参加表明書等を提出しなかった者及び参加資格審査により入札参加資格があると認められなかった者は、本件入札に参加することができない。

(7) 参加資格審査により入札参加資格があると認められた者が本件入札の日までの間に入札参加資格の要件を満たさなくなったとき又は入札参加資格が取り消されたときは、当該者は本件入札に参加することができない。

(8) 参加資格審査により入札参加資格があると認められた者には、参加資格確認通知書を電子メールにより送信する。

9 VE提案書の提出

本件入札に参加しようとする者は、次のとおり本事業に係るVE提案書を提出することができる。

(1) 提出先

建築課

(2) 提出方法

上記5(2)に掲げる電子メールアドレスへの電子メールによる送信。なお、当該送信を行った場合には、上記5(2)に掲げる電話番号へ下記の期間内に電話により到達の確認を行うこと。

期間 令和6年12月10日から同月13日まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 受付の期間

令和6年12月10日から同月13日まで(同日にあつては、正午までに必着)

#### (4) 採否通知

各提案者に対してその提案の採否を令和6年12月24日に電子メールにより通知する。

### 10 入札書等及び提案書の提出

参加資格審査を受けた者で入札参加資格があると認められるものは、入札金額その他必要事項を記入した入札書及び入札価格計算書（以下「入札書等」という。）を封かんし、必要事項を記載し、又は登録した提案書等とともに、次のとおり提出しなければならない。

#### (1) 提出先

建築課

#### (2) 受付の期間

令和7年1月20日から同月27日（日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（令和7年1月27日にあつては、正午）まで

(3) 入札書等及び提案書等の仕様等は、上記4のウェブサイトから入手すること。

(4) 入札書等及び提案書等の提出は、上記8(4)に掲げる場所への持参に限る。

(5) 提出した入札書等及び提案書等の書換え、引換え、撤回等は、原則として認めない。

### 11 入札参加辞退の申出

参加資格審査により入札参加資格があると認められた者が本件入札への参加を辞退する場合は、辞退届を次のとおり提出しなければならない。

#### (1) 提出先

建築課

#### (2) 受付の期限

令和7年1月24日

(3) 辞退届の提出は、上記8(4)に掲げる場所への持参に限る。

### 12 入札保証金

免除する。

### 13 予定価格及び最低制限価格

(1) 予定価格

1, 155, 880, 000円（消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）を含む。）

うち実施設計費

70, 070, 000円（消費税等相当額を含む。）

うち工事監理費

32, 637, 000円（消費税等相当額を含む。）

(2) 最低制限価格

設定しない。

1.4 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年2月上旬において市長があらかじめ指定する日時

(2) 場所

尼崎市東七松町1丁目23番1号

市長があらかじめ指定する場所

1.5 入札の無効

(1)から(10)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者若しくは上記8(8)の参加資格確認通知書を受領しなかった者又はこれらの代理人がした入札
- (2) 委任状を提出せずに代理人がした入札
- (3) 指定した期間内に提出されなかった入札
- (4) 所定の入札書によらない入札
- (5) 入札者（グループにあっては、入札をしたその代表企業（提出された参加表明書等にグループの代表として記載された企業をいう。）。以下同じ。）若しくはその代表者又はその代理人の記名押印がない入札
- (6) 参加表明書等の提出者印と異なる印鑑を押印した入札
- (7) 代理人が入札する場合において、委任状の受任者使用印鑑と異なる印鑑を押印した入札
- (8) 入札者又はその代理人が1人で本件入札について2通以上の入札をした場合、その全部の入札

(9) 入札者及びその代理人が本件入札についてそれぞれ入札した場合、その双方の入札

(10) 入札金額、入札者の名称その他主要部分が識別し難い入札

(11) 入札金額が訂正された入札

(12) 本件入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

(13) 入札金額の全てにアラビア数字が用いられていない入札

(14) 入札金額の直前に円記号が記載されていない入札

(15) 郵送等により送付された入札

(16) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

(17) 提出された書類に虚偽の記載をした者を構成企業とするグループ又はその代理人がした入札

(18) その他本件入札に関する条件に違反した入札

#### 1 6 落札者の決定の方法

有効な入札を行った者のうち、尼崎市PFI等事業者選定委員会において別添2の落札者決定基準に基づき選定された者を基本として決定する。

#### 1 7 落札者の決定の取消し

落札者が、下記18(1)の仮契約を締結するまでに入札参加資格の要件を満たさなくなったとき等には、落札者としての決定を取り消すことがある。この場合において、落札者等がこれにより損害を受けても、市は、その損害について賠償等の責任を負わない。

#### 1 8 事業契約の締結に関する事項

(1) 本事業に係る契約（以下「本件契約」という。）については、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第2条に規定する尼崎市議会の議決を要する契約に該当するため、尼崎市契約規則（以下「契約規則」という。）第30条の規定により、落札者と本件契約に係る仮契約を締結し、尼崎市議会の議決後、本件契約に係る本契約を締結する。

(2) 本件契約に係る仮契約の締結の日から本件契約に係る本契約の締結の日までの間において、落札者が入札参加資格の要件を満たさなくなったときは、当該仮契約を解除する。この場合において、落札者等がこれにより損害を受けても、市は、その損害について賠償等の責任を負わない。

- (3) 本件契約は、尼崎市公共調達基本条例第11条第1項に規定する対象契約に該当するため、本件契約を締結する者は、本事業の実施に当たり労働関係法令遵守状況報告書等の提出が必要である。

#### 19 契約保証金

契約金額の100分の5に相当する金額以上の契約保証金を本件契約に係る本契約の締結日までに納付すること。ただし、地方自治法施行令第167条の16第2項において準用する同令第167条の7第2項の規定により担保の提供をもって代える場合又は契約規則第32条の規定により契約保証金を免除する場合は、この限りでない。

#### 20 契約不適合保証金

本件契約を締結する者は、本件契約の契約金額の100分の5に相当する金額以上の契約不適合保証金を本事業に係る業務が完了するまでに納付すること。ただし、既に納付している契約保証金を契約不適合保証金に充当する場合又は履行保証保険に契約不適合特約が付されている場合は、この限りでない。

契約不適合保証金は、目的物の引き渡しを受けた日から市長が別に定める留保期間の経過後、損害等に契約不適合保証金を充当した金額を除き、返還する。

#### 21 その他

- (1) 本件入札を公正に執行することができないと認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、本件入札の執行を延期し、又は中止することがある。
- (2) 入札参加資格の審査を受けた者の名称及び数は、落札者が決定するまで公表しない。
- (3) 本件入札は、上記に定めるもののほか、入札説明書等にのっとり行う。